

お知らせ
Info

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

問 町民生活課 福祉係 内線2118

新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響を受けている子育て世帯を支援する取組みとして、0歳から高校生までの子どもたちを対象に臨時特別給付金を支給します。

支給児童

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②9月30日時点で高校生等（H15.4.2～H18.4.1生まれ）の児童
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）
※特例給付（所得制限額以上で児童1人につき5,000円）を受給している方は対象外です。
※高校生で婚姻している方は対象外です。

支給対象者

上記①～③の保護者であって、生計を維持する程度の高い者（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる者）

給付額 対象児童1人当たり10万円

申請方法・支給時期

＜公務員以外の方＞

申請は不要です。12月下旬に児童手当振込口座へ振り込みます。

※児童手当（本則給付）が支給されている児童の高校生等の兄弟の給付金も合わせて支給します。

＜高校生のみを養育している世帯の方、公務員の方＞

申請が必要です。後日申請書を送付しますので、申請書に必要書類を添えて提出してください。申請書審査後、順次支給を開始します。

＜新生児の児童手当（本則給付）の受給者の方＞

申請が必要です。出生手続き時に併せてご案内し、審査後、順次支給を開始します。

お知らせ
Info

詳しくは町民生活課までご相談ください

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

問 町民生活課 福祉係 内線2118

【児童扶養手当】

父母の離婚などにより父または母と生計が同一でない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）に対して支給される手当です。

■**支給月額**（本人および扶養義務者等の所得に応じて支給額が決定）

全部支給 月額43,160円

一部支給 月額43,150円～10,180円

※第2子以降には加算あり

■**支給時期**

奇数月（年6回）

【特別児童扶養手当】

身体や精神に中度以上の障がいを持つ児童（20歳未満）を監護している父母または父母に代わってその児童を養育している人に対して支給される手当です。

■**支給月額**

1級（重度の障がい）：月額52,500円

2級（中度の障がい）：月額34,970円

■**支給時期**

原則として年3回（4月、8月、11月）

所得制限について

受給者または扶養義務者等の所得が一定の額以上であるときは、支給されません。

支給手続きについて

受給者が必要書類を添えて申請し、愛媛県知事の認定を受ける必要があります。

現在手当を受けている方の届出について

身分関係や住所の変更、支給要件に該当しなくなったなど変動が生じた場合は、届出が必要です。